



子育て世帯へ 若者等応援給付金を支給します

【対象者】

- ① 平成14年4月2日から平成16年4月1日までに生まれた若者
 - ② 令和2年4月1日から令和3年3月31日までに生まれた子ども
- ※令和2年4月28日以降、転入した方は除きます。

【給付額】対象者1人につき2万円

【申請手続】

申請書類:子育て支援課または生活環境課での出生に関する手続時に配付
※①および②のうち6月30日までに住民登録された方は郵送済み

申請期限:令和2年8月31日
(8月1日以降に生まれた子どもについては、生まれた月の翌月末まで)

支給予定日:支給を決定した月の翌月末まで

【問】政策課 ☎(087)894-1112・6371

ひとり親世帯へ 臨時特別給付金を支給します

子育てに対する負担の増加や収入の減少などにより、特に大きな困難が心身等に生じているひとり親世帯へ、臨時特別給付金を支給します。

●基本給付

【対象者】以下の①～③のいずれかに該当する方

- ①令和2年6月分の児童扶養手当の支給を受けている方
- ②公的年金等を受給していることにより、児童扶養手当の支給を受けていない方
※児童扶養手当に係る支給制限限度額を下回っている方に限ります。
- ③児童扶養手当の支給を受けていない方で、家計が急変し、直近の収入が、児童扶養手当の対象となる水準に下がった方

【給付額】1世帯5万円、第2子以降1人につき3万円

●追加給付

【対象者】上記、基本給付対象の①または②のうち、家計が急変し、収入が大きく減少した方

【給付額】1世帯5万円

■給付金の申請手続について

①に該当する方

- ・基本給付は申請不要。追加給付は申請が必要です。
→現況確認時(8月)などにあわせて申請を行っていただきます。

②、③に該当する方

- ・基本給付、追加給付ともに申請が必要です。
→対象となる方へ、別途お知らせ文書を送付予定です。

【問】子育て支援課 ☎(0879)26-9905

10万円特別定額給付金

申請はお済みですか？

期限：8月31日(月)

【問】政策課 ☎(087)894-5780

さぬき市で”テイクアウト・宅配”できるお店をご紹介!

もっ TAKE OUT さぬき

2020年7月1日(水)
WEBサイト公開!!

“もっ TAKE OUT! さぬき”とは?
新型コロナウイルスの感染拡大により、自粛が続く中、さぬき市内のテイクアウトや宅配サービスを行っている飲食店を応援するプロジェクトです。感染防止に努めている市民の皆さまにも、お店自慢の味をご家庭で楽しんでいただき、元気を出してもらいたいと考えております!

www.mottakeout-sanuki.com

さぬき市商工会 〒769-2101 香川県さぬき市 志度 5385-30 TEL: 087-894-3888